



あいづ

〔発行〕自治労

福島県本部会津総支部

〔所在地〕会津若松市西栄町

7-9 会津労働福祉会館2階

〔連絡先〕

jitirou.aizu@gmail.com

(携帯) 090-3361-8400

紙面学習

シリーズ①『寒冷地手当って何?』

組合員の皆さんと一緒に学んでいく『紙面学習』の16回目です。ぜひ、これを基に職場の仲間の皆さんと話合ってみてください。

▼紙面学習シリーズの16回目は、「寒冷地手当」についてです。一緒に学習していきましょう。

▼「寒冷地手当」については、8月8日に出された人事院勧告で、「民間の同種手当の支給額を踏まえ、月額を11・3%引上げ。新たな気象データに基づき、支給地域を改定」する勧告がなされました。この勧告内容を含めて解説したいと思います。なお、実施日については、手当額の改定が本年4月に遡って、支給地域の改定が来々4月からとなります。

▼まず「寒冷地手当」とは、寒冷地に該当する地域に居住する職員に対して、11月～3月までの5か月間支給される手当です。「寒冷地に住んでいると暖房費等が大変だから」ということで、その生活費を補填する目的で支給されています。

▼支給対象地域は、【図表1】のとおりで、今回の人事院勧告により、福島県内においても、来々4月から一部変更となります。会津管内は、引き続き全市町村が支給対象となります。

【図表1】寒冷地手当 支給対象地域 新旧対照表

現行制度(旧)		2025年4月～(新)	
郡	該当市町村	郡	該当市町村
	会津若松市		会津若松市
	喜多方市		喜多方市
	田村市		田村市
南会津郡	全域	南会津郡	全域
耶麻郡	全域	耶麻郡	全域
河沼郡	全域	河沼郡	全域
大沼郡	全域	大沼郡	全域
西白河郡	西郷村、中島村(×)	西白河郡	西郷村
石川郡	石川町(×)、浅川町(×)	石川郡	平田村(新)、古殿町(新)
田村郡	全域	田村郡	全域
双葉郡	川内村、葛尾村	双葉郡	川内村、葛尾村
相馬郡	飯舘村	相馬郡	飯舘村
安達郡	全域(×)	(安達郡)	なし
岩瀬郡	天栄村(×)	(岩瀬郡)	なし
		東白川郡	鮫川村(新)



ますが、【図表1】のとおり、支給対象でなくなる自治体や、新たに支給対象となる自治体があります。

当面の日程

■9月3日(火)・4日(水)
○2024人勤期・衆院選オルグ
(県本部 福地組織部長、芳賀沼事務局長)

■9月12日(木)
○18:30～総支部執行委員会
(会津労働福祉会館)

■9月18日(水)
○13:30～県本部単代会議
(福島GP)

■9月27日(金)
○11:00～共済担当役員会議
(福島GP)

学習の強化と交流で組織を強化しよう!

【図表2】寒冷地手当支給月額 新旧対象表

地域区分	世帯等の区分					
	世帯主である職員				その他の職員	
	扶養親族あり		扶養親族なし			
	旧	新	旧	新	旧	新
1 級地	26,380円	29,400円	14,580円	16,200円	10,340円	11,500円
2 級地	23,360円	26,000円	13,060円	14,500円	8,800円	9,800円
3 級地	22,540円	25,100円	12,860円	14,300円	8,600円	9,600円
4 級地	17,800円	19,800円	10,200円	11,400円	7,360円	8,200円

なお、支給地域から対象外の地域となった場合は、「所要の経過措置を講ずる」としています。

▼次に【図表2】の寒冷地手当の支給月額新旧対照表をご覧ください。地域区分の1級地から3級地は北海道で、福島県は4級地となります。地域区分は、気象データに基づいて決定しており、支給対象外になったということは「暖かくなった」ということになるんだ

【図表3】寒冷地手当支給額の変動（4級地）

区 分	月 額		シーズン中の支給額		左の増加額
	旧	新	旧	新	
世帯主 扶養あり	円 17,800	円 19,800	円 89,000	円 99,000	円 10,000
世帯主 扶養なし	円 10,200	円 11,400	円 51,000	円 57,000	円 6,000
その他	円 7,360	円 8,200	円 36,800	円 41,000	円 4,200

と思います。気象データ（メッシュ年平均値）で決まってくるとは言え、対象外になった自治体の方は、納得いかないですよ。また、同一自治体内でも山間部と平野部では気温の差もあるでしょうし…。

▼次に、実際の額を見てみましょう。例えば世帯主で扶養親族ありの場合、月額で2千円上がるので、これが5か月間ですから、（1シーズンで）1万円増えることとなります。その他の方は、【図表3】を参照ください。

▼最後に、公務公共サービス労働組合協議会（略称・公務労協）の公務員労働組合連絡会（略称・公務員連絡会）が人事院勧告を前に、人事院に対し「寒冷地手当に関する申入れ」を行っています。その中から、寒冷地組合員の声を抜粋して記載します。

○現在2級地で、年間12万円弱の寒冷地手当を受けているが、11月から3月の灯油代は、約21万円に達している。民間では『燃料手当』として約15万円支給している実態もある。

○寒冷地手当は冬の生活に不可欠だが、物価高騰により燃料費等が上昇し、生活が厳しくなっている。

○北海道、東北など、スタッドレスタイヤが必要な地域について、支給地の拡大も要望する。

○寒冷地手当は生活に欠かせない手当であり、再任用職員や会計年度任用職員も含め、同じ地域に住む全職員への支給を求める。

▼ここからは、個人的意見ですが一定の基準で「手当」として支給する限り、どうしても不公平が生じます。例えば医療費と同じように、燃料費等も一定額以上の分を所得控除できる制度にすべきではないかと考えます。

総支部HP

会津総支部ホームページのトップページです。



機関紙

総支部機関紙のバックナンバーは、こちらから。



編集後記

▼迷走する台風10号「サンサン」ですが、この機関紙を皆さんが読まれる頃には、熱帯低気圧になり、福島県に最接近しているのではないかと予想しています。今回の台風の進路を予測するのは、大変困難であつたようで、一時は、2日から3日にかけて、「会津直撃」と予測しているところもありました。ヒヤヒヤしながら見ていた組合員の方も多かったのではないのでしょうか？

▼これも温暖化の影響なのか、一般的に台風の勢力も大きくなってきているようです。「備えあれば憂いなし」ですね。（坂内）



機関紙の内容について職場の仲間と話し合おう！